

別 紙 2

肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

	改 正 後	現 行	
1. 適合条件		1. 適合条件	
(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。 ただし、選択時 2 歳（生後 24 ヶ月）未満の場合には医学的緊急性 9 点の場合に限り、不適合 (incompatible) の待機者も候補者とする。	(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。		
(2) 前感作抗体 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。	(2) 前感作抗体 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。		
(3) HLA型 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。	(3) HLA型 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。		
(4) 搬送時間（虚血許容時間） 臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから 12 時間以内に血流再開することが望ましい。	(4) 搬送時間（虚血許容時間） 臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから 12 時間以内に血流再開することが望ましい。		
2. 優先順位		2. 優先順位	
(1) 医学的緊急性		(1) 医学的緊急性	
予測余命が 1 ヶ月以内	9 点	予測余命が 1 ヶ月以内	9 点
予測余命が 1 ヶ月～6 ヶ月以内	6 点	予測余命が 1 ヶ月～6 ヶ月以内	6 点
予測余命が 6 ヶ月～1 年以内	3 点	予測余命が 6 ヶ月～1 年以内	3 点

予測余命が1年を超えるもの	1点	予測余命が1年を超えるもの	1点
<p>ただし、先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症について は、肝臓移植が治療的意義を持つ時期、患者の日常生活に障害 が発生している状態及び成長障害がある状態を考慮の上、上表 に規定する点数のいずれかを用いることがある。</p>			
(2) ABO式血液型	(2) ABO式血液型	(2) ABO式血液型	(2) ABO式血液型
ABO式血液型が一致	ABO式血液型が一致	ABO式血液型が適合	ABO式血液型が適合
ABO式血液型が適合	ABO式血液型が適合	ABO式血液型が一致	ABO式血液型が一致
<p>ただし、選択時に2歳（生後24ヶ月）未満かつ医学的緊急 性9点の待機者は、血液型を問わず、1.5点を加点する。</p>			
(3) 臨器提供者（ドナー）が18歳未満の場合には、選択時に1 8歳未満の移植希望者（レシピエント）に限り、1点を加点す る。	(3) 臨器提供者（ドナー）が18歳未満の場合には、選択時に1 8歳未満の移植希望者（レシピエント）に限り、1点を加点す る。	(3) 臨器提供者（ドナー）が18歳未満の場合には、選択時に1 8歳未満の移植希望者（レシピエント）に限り、1点を加点す る。	(3) 臨器提供者（ドナー）が18歳未満の場合には、選択時に1 8歳未満の移植希望者（レシピエント）に限り、1点を加点す る。
<p>3. 具体的選択方法 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する 場合には、優先順位は、以下の順に勘査して決定する。</p>			
(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族 に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、 当該親族を優先する。	(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族 に対し臓器を優先的に提供する意思が表示された場合には、 当該親族を優先する。	(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族 に対し臓器を優先的に提供する意思が表示された場合には、 当該親族を優先する。	(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族 に対し臓器を優先的に提供する意思が表示された場合には、 当該親族を優先する。
<p>(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族 に対し臓器を優先的に提供する意思が表示された場合には、 当該親族を優先する。</p>			
<p>ただし、HLA-A、HLA-B、HLA-DRのすべてにホモ接合体が存在し、移植希望者（レシピエント）が臓器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である</p>			

者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2. の (1)、(2) 及び (3) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機期間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があつたときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、脾臓及び腎臓の提供があつたときには、脾臓移植希望者（レシピエント）を選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が脾腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

(4) (3) により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2. の (1)、(2) 及び (3) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機期間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があつたときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、脾臓及び腎臓の提供があつたときには、脾臓移植希望者（レシピエント）を選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が脾腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や脾腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

(4) (3) により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び小腸の提供があつた場合には当該待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であつて、小腸移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者（レシピエント）が優先される。

(6) (5) により、肝小腸同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、小腸移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた小腸移植希望者（レシピエント）に小腸を配分する。

4. その他
  - A BO式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。  
また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。
4. その他
  - A BO式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。  
また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

4. その他  
A BO式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。  
また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

改 正 後		現 行	
1. 前提条件		1. 前提条件	
(1) ABO式血液型	(1) ABO式血液型		
ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible)	ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible)		
の待機者を候補者とする。	の待機者を候補者とする。		
(2) リンパ球交叉試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 隱性	(2) リンパ球直接交叉試験 (全リンパ球又はTリンパ球) 隱性		
2. 優先順位		2. 優先順位	
(1) 搬送時間 (阻血時間)	(1) 搬送時間 (阻血時間)		
地 域	地 域	点 数	点 数
同一都道府県内 (注)	同一都道府県内 (注)	12点	12点
同一ブロック内	同一ブロック内	6点	6点
* 移植希望者の登録地域は移植希望施設の所在地 (都道府県) とする。		* 移植希望者の登録地域は移植希望施設の所在地 (都道府県) とする。	
(2) HLAの適合度		(2) HLAの適合度	
DR座の適合数 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	DR座の適合数 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合数 (ミスマッチ数)
0	0	0	0
0	1	1	1

	0	2	12		0	2	12点
0	0	3	11		0	3	11点
0	0	4	10		0	4	10点
1	1	0	9		1	0	9点
1	1	1	8		1	1	8点
1	1	2	7	$\times 1.15$ 点	1	2	7点
1	1	3	6		1	3	6点
1	1	4	5		1	4	5点
2	2	0	4		2	0	4点
2	2	1	3		2	1	3点
2	2	2	2		2	2	2点
2	2	3	1		2	3	1点
2	2	4	0		2	4	0点

(3) 待機日数

待機日数 (N)  $\leq 4014$  日 : 待機日数ポイント = N/365 点  
 待機日数 (N)  $> 4014$  日 : 待機日数ポイント =  $10 + \log_{1.74} (N/365 - 9)$  点

(4) 未成年者

16歳未満については14点を加算する。  
16歳以上20歳未満については12点を加算する。

(3) 待機日数

待機日数 (N)  $\leq 4014$  日 : 待機日数ポイント = N/365 点  
 待機日数 (N)  $> 4014$  日 : 待機日数ポイント =  $10 + \log_{1.74} (N/365 - 9)$  点

(4) 小児待機患者

小児待機患者 (16歳未満) については14点を加算する。

3. 具体的選択法

適合条件に合致する移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

3. 具体的選択法

適合条件に合致する移植希望者 (レシピエント) が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に  
対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、  
当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型が一致(identical)する者を適合(compatible)  
する者より優先する。

(3) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、  
これらの条件が同一の移植希望者(レシピエント)が複数存在  
した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。  
また、PRA検査が可能な場合はPRA検査陰性を満たすこととする。

(注1) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県と  
する。ただし、地域の実情を踏まえ、(社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(注2) 1年以内に移植希望者(レシピエント)の登録情報が更新  
されていることを必要条件とする。

(注3) C型肝炎抗体陽性ドナーからの移植は、C型肝炎抗体陽性  
レシピエントのみを対象とするが、リスクについては十分  
に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。

(注4) 新ルール実施後1年を目途に新ルールの運用状況について  
て検討を行うとともに、今後新たな医学的知見を踏まえ、  
PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれ

(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に  
対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、  
当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型の一一致(identical)する者を適合(compatible)  
する者より優先する。

(3) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、  
これらの条件が同一の移植希望者(レシピエント)が複数存在  
した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。  
また、PRA検査が可能な場合はPRA検査陰性を満たすこととする。

(注1) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県と  
する。ただし、地域の実情を踏まえ、(社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(注2) 1年以内に移植希望者(レシピエント)の登録情報が更新  
されていることを必要条件とする。

(注3) C型肝炎抗体陽性ドナーからの移植は、C型肝炎抗体陽性  
レシピエントのみを対象とするが、リスクについては十分  
に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。

(注4) 新ルールの下での状況について、実施後1年のデータが蓄  
積された時点で新ルールを検討するが、必要があれば追加  
すべき事項について検討する。

ば、基準の見直しを行うこととする。